

米百俵財団の奨学生を募集します

長岡市出身の大学・短期大学・専門学校進学者採用の決定時期＝2月下旬 貸与月額＝3万円、5万円、7万円から選択(無利子) 貸与方法＝半年分前払い(希望者には、初回貸与時に10万円～50万円の一時金を貸与) 貸与期間＝令和8年4月から

在学する大学などの最短修学年限の卒業期まで返還方法＝貸与期間終了後1年間据え置き、その後10年または15年以内に月賦、半年賦か年賦 申在学・出身高校、高専にある申込書を各学校へ(提出期限は各学校で異なる) 同財団事務局(ミライ工長岡企画推進室(ミライ内)) ☎86・6008

市議会12月定例会を傍聴しませんか

同議会総務課(アオ) ☎39・2244

本会議や委員会は公開されています。

期日	開会時刻	会議名	場所	定員
12月2日(火)	午前11時30分	議会運営委員会	第二委員会室	12人
3日(水)～5日(金)	午後1時	本会議(招集日)	議場	65人
		本会議※		
11日(木)	午前10時	建設委員会	第一委員会室	12人
12日(金)		産業市民委員会		
15日(月)		文教福祉委員会		
16日(火)		総務委員会		
18日(木)	午前11時30分	議会運営委員会	第二委員会室	65人
	午後1時	本会議(最終日)	議場	

※3日(水)～5日(金)の本会議は、一般質問者の人数により日程が短くなる場合があります。

本会議は車いす席2席、親子傍聴席10席もあります。本会議・常任委員会は、市ホームページで生中継・録画中継しています。ケーブルテレビでもご覧いただけます(再放送は当日の午後7時から)。

議員の年賀状は禁止されています

市議会議員は、答礼のための自筆によるものを除き、選挙区内の人に年賀状を出すことやお歳暮などを贈ることが公職選挙法で禁止されています。ご理解をお願いします。

● **不妊治療費を助成します**
令和7年度中に保険診療で不妊治療を受けた夫婦(事実婚関係を含む)で、次の全てを満たす人①治療・申請時に市内に住民票がある②医療保険の被保険者、組合員、被扶養者③市税を滞納していない
上限額 11人10万円(1人1年度1回)
申 3月31日(火)までにごども家庭センター(さい) ☎36・3790へ

● **「おむつ使用の確認書」の申請を受け付けます**
寝たきりの人が使用するおむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。一定の要件を満たすと、市が「おむつ使用証明書」に代わる「おむつ使用の確認書」を発行できる場合があります。
要介護認定を受けていて、確定申告などでおむつ代の医療費控除を受ける人 ※詳しい要件は事前にお問い合わせください
申 総合窓口(福祉窓) (アオ)、各支所 同 介護保険課(アオ) ☎39・2245

● **本人通知制度に登録を**
住民票の写しや戸籍謄本などを第三者へ交付したとき、事前に登録した人に通知します。
同 市民課(平日のみ)、各支所
同 長岡市に住民登録がある人(平成26年6月20日以降に住民票が除票になった人を含む)、長岡市に本籍がある人(除籍の人を含む) 登録期間 5年間(期間中に住所氏名、本籍などが変更になったときは届け出が必要) 同 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) ※代理人や郵送による申請ができます
同 市民課 ☎39・7512

固定資産税の申告をお忘れなく

同資産税課(アオ) ☎39・2213
申告書は郵送、総合窓口(税金窓口) (アオ)に持参

①償却資産の申告は2月2日(月)まで

毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を、その資産のある市町村に申告してください。
対象者＝市内で工場や商店を営んだり、駐車場やアパートを貸したりして、事業用の償却資産を持つ事業者 対象の償却資産＝法人税法や所得税法に基づき、減価償却として損金や必要経費として算入されるものなど。詳しくは市ホームページで

償却資産とは?

土地や家屋以外の事業用の構築物、機械、装置、備品などの有形資産のこと。駐車場の舗装や消雪設備、側溝、フォークリフトやショベルローダなどの大型特殊自動車も含まれます。

②償却資産の電子申告ができます

オフィスや自宅から、eLTAAXを利用して申告できます。詳しくは、地方税共同機構ホームページで。

③賃貸家屋の附帯設備の納税者

原則として、家屋の所有者に固定資産税が課税されます。
ただし、借り主などが費用を負担した事業用の附帯設備は家屋とは区分され、借り主に償却資産として課税されます。この場合、家主と借り主双方が連名で、「分離申告書」を市役所に提出する必要があります。詳しくはお問い合わせください。



震災メモリアル施設「きおくみらい」川口きずな館が閉館します
担当＝地域振興戦略部(大手) ☎39・2260

● **長岡震災アーカイブセンターきおくみらい**
同 1月31日(土)から閉館 同 中越防災安全推進機構 ☎39・5525
● **川口きずな館**
同 2月1日(日)から閉館 同 NPO法人くらしサポート越後川口 ☎81・5200
※閉館後も電話などの問い合わせは継続。4月以降に①は市民防災センター、②はくらしサポート越後川口事務局に事務機能を移転します

● **灯油の取り扱いにご注意を!**
ホームタンクからの灯油の流出事故が多発しています。河川に流れ出ると、水質汚染の原因となります。
・小分け中はその場を離れない
・タンクのバルブを完全に閉めたか確認する
・タンクの配管やホースなどが破損していないか日ごろから点検する
・屋根からの落雪や除雪などで配管を傷めないように
・万漏れした場合は、すぐに

● **年末年始も「火の用心」**
冬は、火を使う機会が多く火災が発生しやすい季節です。もう一度「火の元」を確認しましょう。
・住宅用火災警報器の設置・点検をする
・コンロから離れる時は火を消す
・ストーブの周りに燃えやす

● **税理士無料税務相談(要予約)**
同 12月17日(水)、1月7日(水)午前9時30分～正午 同 申 税理士会長岡支部(三和3) ☎33・8080 担当 市市民課(アオ) ☎39・2212
● **多重債務相談日**
借金返済の相談に弁護士・司法書士が応じます(要予約)。
同 12月10日(水)・17日(水)、1月

● **「おむつ使用の確認書」の申請を受け付けます**

● **本人通知制度に登録を**

● **降雪期の緊急車両通行にご協力をお願いします**
・制動距離が長くなる雪道では、緊急車両に気付いた

● **福祉や生活の困りごとは民生委員・児童委員へ**
委員の改選により、新任278人を含む536人が12月から各地域で活動しています。地域の身近な相談役として、住民からの悩みや困りごとを聞き、関係機関へつなぎます。お住まいの地区の委員はお問い合わせください。
同 福祉総務課(アオ) ☎39・2217、各支所

● **「おむつ使用の確認書」の申請を受け付けます**